平成２４年（フ）第１２９号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1358番地８
債務者　久野奈津子（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１４５号
佐賀県武雄市朝日町大字中野6453番地１　市営中野住宅1023号
債務者　平田　智恵
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５２号
佐賀県鹿島市大字納富分甲201番地４
債務者　中村　　翔
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５４号
北海道小樽市東雲町２番601号　Ｖｉｓｔａ東雲601、前住所北海道小樽市桜１丁目15番13号
債務者　大橋　達宏
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１６９号
北海道小樽市奥沢４丁目22番22号、前住所札幌市西区八軒10条西２丁目３番８号　シャネル八軒201号
債務者　増田　　桂
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３９号
秋田県能代市落合字落合72番地１、住民票上の住所秋田県能代市二ツ井町濁川字濁川48番地
債務者　檜森　光夫
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第４９号
秋田県大仙市大曲花園町14番７号
債務者　武藤　博子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第９７号
岐阜県可児市光陽台５丁目３番地
債務者　夏目　泰伸
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１５５６号
名古屋市西区児玉１丁目５番21号　小島マンション205号、従前の住所名古屋市西区浄心１丁目８番25号　第一猪村ビルディング1002号
債務者　澤田　正勝
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５７号
名古屋市西区児玉１丁目５番12号　小島マンション205号、従前の住所名古屋市西区浄心１丁目８番25号　第一猪村ビルディング1002号
債務者　上村美子こと澤田美子こと　髙　　美子
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６１号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘５棟915号
債務者　崎田　茂也
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９３号
名古屋市千種区今池５丁目14番５号　川辺529ビル９Ｂ号
債務者　山下　智幸
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４８号
堺市堺区田出井町６－１、住民票上の住所奈良市北登美ヶ丘５丁目16番23号　日下信子方
債務者　日下　卓夫
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９９号
大阪府高石市加茂３丁目７番24号
債務者　近藤　文紀
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２０５号
大阪府松原市天美東８丁目14番９号
債務者　中田　正昭
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２１３号
堺市北区東浅香山町１丁309番地
債務者　西村　憲一
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係